

みえの観光振興に関する条例の概要

【前文】(三重県の特徴(歴史的背景)、観光振興の意義、観光振興の必要性、制定に向けた決意)

【目的(第1条)】

本県の観光の振興に関する「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、市町等の役割」を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

【定義(第2条)】

「観光資源」 優れた自然の風景地、歴史的風土、文化的所産、豊かな食文化、多様な分野における産業、観光の振興に寄与する専門的知識及び技能を有する人材その他の観光対象となる資源
 「観光行動」 県内の観光地を訪れる観光旅行を行うこと
 「誘客活動」 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内の観光地に誘致すること
※その他「観光事業者」、「観光関係団体」、「県民等(県民、観光事業者及び観光関係団体)」の用語を定義づけ

【基本理念(第3条)】

本県の観光の振興は、次の事項を基本として行わなければならない。

○観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること

○本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されること

○本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次世代に継承が図られること

○県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれ役割を担いつつ連携が確保されること

○観光旅行者の満足度の向上が図られること

○地域の環境保全と観光旅行を促進するための環境整備との調和が図られること

【観光振興に関する役割等(第4条～第8条)】

県(責務)

○基本理念にのっとり、県域全体に係る観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する。
 ○市町、県民等が相互に連携して観光振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行う。

県民(役割)

○基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。

観光事業者(役割)

○基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努める。
 ○県、市町、観光関係団体、地域における他の産業の事業者との連携協力に努める。

観光関係団体(役割)

○基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入体制の整備等に取り組むよう努める。
 ○県、市町その他の団体との連携協力に努める。

市町(役割)

○基本理念にのっとり、当該市町の区域の特性を生かした観光振興に関する施策を策定し実施するよう努める。

【基本的施策(第9条～第20条)】

国内外に対する観光宣伝活動の強化

○本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化
 ○観光旅行者の来訪及び滞在の促進
 ○外国人観光旅客の来訪の促進
 ○広域的な課題への対応

魅力ある観光地の形成及び人材の育成

○地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
 ○観光の振興に寄与する人材の育成
 ○新たな観光旅行の分野の開拓
 ○県民の観光行動の促進

観光旅行を促進するための環境の整備

○観光地における良好な景観の形成
 ○観光旅行者の利便の増進
 ○観光旅行の安全の確保
 ○交通基盤の構築

【施策の推進(第21条～第24条)】

【基本計画】 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(基本的な方針、主要な目標等)

【統計の整備等】 観光に関する情報収集、動向調査及び分析等による統計整備、成果の公表

【推進体制の整備】 市町及び県民等との連携・協働により施策を推進するために必要な体制の整備

【財政上の措置】 施策を実施するために必要な財政上の措置

【三重県観光審議会(第25条～第31条)】

本県の観光に関する重要な事項について調査審議する。